

令和4年1月1日（土）以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

淀川区民センターの利用にあたりまして、新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力をいただき誠にありがとうございます。

大阪府において新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、海外渡航歴のないオミクロン株患者が発生したこともあり、引き続き、徹底した感染症防止対策が必要であることから、令和4年1月1日（土曜日）以降も、現在の取扱いを継続することが決定されました。

これを受けまして淀川区民センターも感染対策を継続させていただきます。
なお、大声での歓声・声援等がある場合は収容定員の半分以下でご利用となります。

ご利用の際には、入場整理の徹底のほか、「マスクの着用」、「手洗い」、「消毒」、「人と人の距離の確保」等の感染防止策の徹底もお願いいたします。

令和4年1月1日（土）から1月31日（月）まで

- (1) 開館時間を通常対応（21時30分まで）の継続。
 - (2) 収容率の継続
 - ★大声での歓声・声援なしの場合は収容定員までの参加を認め、大声での歓声・声援がある場合は収容定員の50%以下とする。
 - (3) 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施・継続
 - ★利用時の適切な入場整理等の徹底
 - ★「マスクの着用」、「手洗い」、「換気」、「消毒」、「人と人の距離の確保」等の感染防止策
 - ★感染防止策の徹底、誓約書の提出
- ◆キャンセルの申し出があった場合の使用料等の還付の取扱いは通常どおりとなりますのでご注意ください。

今後とも、感染症拡大防止になにとぞご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。